

取引資格の取得審査に関する規則

取引参加者規程第5条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当取引所の市場の社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

当該取引資格を取得すべき期日までに、次の a から c までに掲げる基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。

a 資本金の額が3億円以上であること。

b 純財産額が10億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。

c 自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること（取引所取引許可業者においては保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であること）。

(3) 業務執行体制

当取引所の市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

付 則

- 1 この規則は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 取引参加者規程第5条第1項の規定により取引資格の取得申請を行った者については、当取引所が定める日までの間、この規則に定める事項に代えて、株式会社東京証券取引所の総合取引参加者（以下「総合取引参加者」という。）であること又は当取引所の取引資格の取得と同時に総合取引参加者となる見込みがあることをもって、取引資格の取得の承認を行う。ただし、取引資格の取得申請者が法令に基づく行政官庁の処分を受けている場合において、当該処分内容にかんがみて当取引所が適当でないと認めるときその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(注) 第1項の「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

(注) 第2項の「当取引所が定める日」は平成22年1月3日